

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、東近江土木事務所管内の2市2町が、国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、琵琶湖及び琵琶湖流入河川(普通河川を含む)の洪水により、将来にわたって人命被害を含む壊滅的な被害が生じる恐れのある地域を対象に、大雨による浸水被害や土砂災害によって、人命被害や生活再建が困難となる被害を避けることを目的に、「自分で守る」・「みんなで守る」・「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

（協議会）

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、4市町の行政委員が年度毎に務めるものとする。それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、砂防課、滋賀県東近江土木事務所および会長の属する機関に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則
この規約は、平成20年11月 5日から施行する。

附 則
この規約は、平成21年11月26日から施行する。

附 則
この規約は、平成22年11月15日から施行する。

附 則
この規約は、平成23年9月6日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年11月28日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年3月24日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成27年3月24年11月現在)

(市町:市町コード順)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学 識 委 員	京都大学防災研究所 社会防災研究部門	教 授	た た の ひろかず 多々納 裕一	
	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター	教 授	ほり ともはる 堀 智晴	
行 政 委 員	近江八幡市	副市長	つむら たかし 津村 孝司	会長
	東近江市	副市長	なかしま きよよし 中嶋 喜代志	
	日野町	副町長	たに かずひこ 谷 和彦	
	竜王町	副町長	ひらお よしあき 平尾 義明	
	国土交通省 琵琶湖河川事務所	所 長	おかわら あきお 岡村 明雄	
	滋賀県 防災危機管理局	副局長	かわべ はるお 川部 裕夫	
	滋賀県 農政水産部畜産課	課 長	つかはら たかお 塚原 隆夫	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	たけだ まさひこ 竹田 正彦	
	滋賀県 土木交通部流域政策局流域治水政策室	室 長	たなか ひろあき 田中 弘明	
	滋賀県 土木交通部流域政策局河川・港湾室	室 長	つじい ひろこ 辻井 弘子	
	滋賀県 東近江土木事務所	所 長	ないどう しんご 内藤 慎吾	

(補足資料)

【会長の属する市町の年度計画（案）】

年度	会長の属する市町	年度	会長の属する市町
平成 26 年度	近江八幡市	平成 30 年度	近江八幡市
平成 27 年度	東近江市	平成 31 年度	東近江市
平成 28 年度	日野町	平成 32 年度	日野町
平成 29 年度	竜王町	平成 33 年度	竜王町

【事務局の役割（案）】

滋賀県 流域治水政策室 砂防課 東近江土木事務所	会長の属する機関（4市町持ち回り）
議案発議 協議会の運営 協議会資料の作成 各委員や組織との調整 外部委託の発注 その他協議会の運営に関する事務の処理	議案発議 協議会開催会場の手配 会長との調整（日程や事前打合せなど）